

## 【特例預かりの際の対応について】

R 2. 4. 10

### 朝

- 指導に当たる教職員は全員マスク着用
- 教室の窓を全開にする。
- 登校後すぐ健康観察票を回収し、その際手指のアルコール消毒を行う。
- 健康観察票を確認する。

清潔なハンカチを持参  
しているかも確認

→持ってきていない児童については、問診と検温を行い、数日続けて忘れるようであれば保護者に依頼。  
→持ってきていない児童が多い場合、保健室でも分担して検温をする。

- 健康観察を丁寧に行う。

- ①児童が倦怠感や呼吸器症状、頭痛等の症状を訴えた場合はすぐに検温を行う。
- ②37度以上の発熱症状がある児童は保健室に隔離し、すぐに保護者に連絡をとり早退させる。
- ③熱はなくても咳等の症状がある児童には、マスクを着用させる。

### 日中（30分に1回は換気）

- 換気は、必ず2方向を窓全開であける。5分程度  
→寒くなれば、児童が学校にいる間は換気状態にする。  
→上の窓を少しあけておくだけでも効果がある。
- 座席は1列で隣の子との間隔は可能な限り離す。
- 児童が集団で、近距離で、向かい合う活動は行わない。（話合い活動も含む）
- トイレ後、休憩後は必ず手洗い、消毒を行う。

### 昼食時

- 給食前は全員必ず手洗いと手指アルコール消毒を行う。
- 前を向いて（同じ方向を向いて）、席を可能な限り離して食べる。

### その後

- ドアノブ等の手で触れる共有部分の希釈した次亜塩素酸で消毒をする。  
→学校全体の手すりやトイレの共有部分は放課後に養護教諭が行う。
- ハンドソープでの手洗いもしくはアルコールで手指消毒を徹底する。手で顔（特に目・鼻・口）をさわらない。  
→手洗いを基本とする。  
→各クラスに1つ手指消毒用のアルコール消毒液を配布する。  
アルコール消毒を行うのは①朝 ②給食前 ③手で触れる作業（例：図書室で本を読んだ後）等とする。
- 発熱の児童が出た場合は、保健室の一角をパーテーションで隔離スペースとして区切り、休養させ、できるだけ早く帰宅させる。使用したカバーは交換する。